

## 静岡文化芸術大学自己点検・評価に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第2条第3項の規定に基づき、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）が開かれた大学として、時代の要請と地域社会の要望を受け止めながら常に活力ある教育研究活動を実施していくため、本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (自己点検・評価の原則)

第2条 前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について本学自らが点検を実施し、その結果に基づき、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色及び今後の方向等に関する評価を行う。

### (自己点検・評価の実施)

第3条 自己点検・評価は、全学的に行うほか、次の各号に掲げる学部等（以下「実施部局」という。）において行う。

- (1) 各学部
- (2) 各研究科
- (3) 文化・芸術研究センター
- (4) 図書館・情報センター
- (5) 大学事務局

### (自己点検・評価委員会)

第4条 本学に、次の各号に掲げる事項を行うため、静岡文化芸術大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

- (1) 本学の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること
- (2) 全学に係る自己点検・評価の実施に関することを行い、公表を総括する
- (3) 本学の自己点検・評価に関する報告書等の作成及び公表の総括に関すること
- (4) 改善を要する項目及び改善方法の学長並びに理事長への報告に関すること

2 自己点検・評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (部局委員会)

第5条 第3条に掲げる実施部局に、自己点検・評価を行うため実施部局自己点検・評価委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

2 部局委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価委員会の自己点検・評価事項等)

第6条 自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる事項についての自己点検・評価を行う。

- (1) 本学の理念、目的、教育目標に関すること
- (2) 教育活動に関すること
- (3) 研究活動に関すること
- (4) 社会的活動に関すること
- (5) 学生生活に関すること
- (6) 教育研究体制に関すること
- (7) 施設・設備に関すること
- (8) 管理運営に関すること
- (9) その他自己点検・評価委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検・評価項目は、別に定める。

(部局委員会の自己点検・評価事項等)

第7条 部局委員会は、次の各号に掲げる事項についての自己点検・評価を行う。

- (1) 実施部局の在り方及び目標に関すること
- (2) 前条第1項第2号から第9号までに掲げる事項のうち、実施部局に係る事項
- (3) その他実施部局が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検・評価項目は、別に定める。

(報告書等の作成及び公表)

第8条 自己点検・評価委員会及び部局委員会は、実施した自己点検・評価をとりまとめ、報告書として公表する。

(自己点検・評価結果の対応)

第9条 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果に基づき、必要とされる今後の指針を示し、本学の教育研究環境の改善を推進する。

2 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果に基づき改善策を検討することが適当と認められるものについては、関連する学内の委員会及び実施部局に検討を指示する。

3 実施部局の長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、役員会の議を経て理事長が定める。

(規則の改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。